

各省庁から令和3年度の概算要求が公表されましたのでお知らせいたします。

来年度も「省エネ関連補助金」は、継続して各省庁の概算要求に含まれました。

令和3年度概算要求

経済産業省

事業名		令和3年度概算要求額 (令和2年度予算額)	新規/ 継続	建物用途			新築	既築
				工場	ビル	住宅		
先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金 ※ 1		484.5億円 (459.5億円の内数)	継続	○	○	－	－	○
住宅・建築物需給 一体型等省エネ ー投資促進事業	ZEB実証事業	84.2億円の 内数 (459.5億円の内数)	継続	－	○	－	○	○
災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な 燃料備蓄の推進事業費補助金		80億円 (30億円+臨時・特別 の措置18.5億円)	継続	○	○	－	○	○

※ 1 令和2年度 省エネルギー投資促進に向けた支援補助金 エネ合（設備単位/工場・事業場単位）の後継補助事業です。

環境省

事業名		令和3年度概算要求額 (令和2年度予算額)	新規/ 継続	建物用途			新築	既築
				工場	ビル	住宅		
建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業								
レジリエンス強化型ZEB実証事業		166.65億円の 内数 (54億円の内数)	継続	－	○	－	○	○
ZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物 実証事業				－	○	－	○	○
既存建築物にお ける省CO2改修 支援事業	民間建築物等における 省CO2改修支援事業			－	○	－	－	○
	高機能換気設備を導入する 省CO2改修支援事業※2			－	○	－	○	○
工場・事業場における先導的な脱炭素化取組 推進事業※3		48億円	新規	○	○	－	－	○
地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する避難 施設等への自立・分散型エネルギー設備等導入 推進事業		92億円	新規	公共施設			調査中	○
革新的な省CO2型感染症対策技術の実用化 加速のための実証事業		20億円	新規	調査中	○	調査中	調査中	○

※ 2 令和2年度補正 大規模感染リスクを低減するための高機能換気設備等の導入支援事業の後継となる補助事業です。

※ 3 令和2年度 先進対策の効率的実施による二酸化炭素排出量大幅削減設備補助事業（ASSET事業）とCO2削減ポテンシャル診断
推進事業の後継となる補助事業です。

国土交通省

事業名		令和3年度概算要求額 (令和2年度予算額)	新規/ 継続	建物用途			新築	既築
				工場	ビル	住宅		
環境・ストック活用推進事業		100.7億円 (90.7億円)	継続	－	○	－	－	○

※本資料は、各省庁公表の令和3年度概算要求資料を基に作成しております。令和2年度の公募内容と異なる場合があります。

先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金

エネ合（エネルギー使用合理化等支援事業）の後継補助事業

経産省

要求額:484.5億円

④工場・事業場の電化等、先進的な省エネを重点支援（従来化石燃料を用いていたヒートポンプの電化等）

○先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金 484.5億円（459.5億円の内数）

- 産業部門・業務部門の更なる省エネを推進するため、工場等における省エネ設備の入替等について、対象設備を限定しない「工場・事業場単位」及び申請手続が簡易な「設備単位」での支援を行う。また、複数事業者が連携した省エネ取組に加え、先端的な省エネ技術・設備の導入や、電化等のエネルギー転換に資する省エネ設備の導入を行う先進的な取組について、重点的に支援を行う。

工場・事業場単位での支援



設備単位での支援

エネルギー消費効率の高い特定の設備への更新を支援。



先進技術・設備に係る重点支援

技術評価委員会（仮称）にて検討・抽出を行う先進的な省エネ設備（先進的な省エネ技術を活用した設備や電化等のエネルギー転換に資する設備等）の導入を行う先進的な取組について、重点的に支援。



経済産業省 令和3年度 資源・エネルギー関係概算要求の概要資料より抜粋

経産省ZEB実証事業

（住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業 ZEB実証事業）

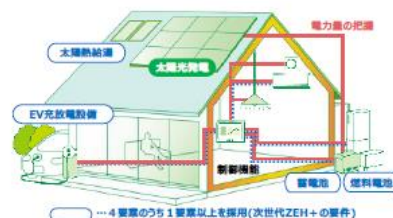
経産省

要求額:84.2億円の内数

○住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業 84.2億円（459.5億円の内数）

- 住宅・ビルの徹底的な省エネ推進のため、①現行のZEH※より省エネを更に深掘りするとともに、太陽光発電の自家消費率拡大を目指した次世代ZEH+等の実証、②先端的な技術等を導入した大規模建築物のZEB※化実証、③既存住宅の改修に対し、先進的な建材や工法を用いた省エネリフォームの実証を支援する。本事業を通じ、ZEH、ZEB、及び次世代建材の普及拡大を目指す。

※ZEH/ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス/ビル）：大幅な省エネを実現した上で、再生可能エネルギー導入により、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを旨とした住宅/建築物



＜ZEH+イメージ＞



＜ZEBイメージ＞

経済産業省 令和3年度 資源・エネルギー関係概算要求の概要資料より抜粋

LPガス災害バルク補助金

経産省

(災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金)

要求額:80.0億円

②災害対応能力強化等の観点から、SSの地下タンクの入替・大型化の重点支援や避難所等の社会的重要なインフラへの燃料タンクや自家発電設備等の導入を支援

○災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金

80.0億円(30.0億円)

ー 災害・停電時においても、社会的重要なインフラの機能を維持するため、自家発電設備や、その稼働を確保するための自衛的な燃料備蓄に必要となるLPガスタンク・石油タンク等の導入を支援する。



＜災害対応型LPガスタンクの活用例＞

経済産業省 令和3年度 資源・エネルギー関係概算要求の概要資料より抜粋

レジリエンス強化型ZEB補助金

環境省

(建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業 レジリエンス強化型ZEB実証事業) 要求額:166.65億円の内数

建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業(経済産業省・国土交通省・厚生労働省連携事業)のうち、
(1)レジリエンス強化型ZEB実証事業

【令和3年度要求額 16,665百万円の内数(5,400百万円の内数)】



激甚化する災害時において自立的にエネルギー供給可能な災害時活動拠点施設となるZEBを支援します。

1. 事業目的

- ①災害時にもエネルギー供給が可能となる先進的な脱炭素建築物(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル、ZEB)の実証を目指す。
- ②災害時の活動拠点となる業務用施設を中心に、エネルギー自立化が可能であって換気機能等の感染症対策も兼ね備えたレジリエンス強化型ZEBの普及を図る。

2. 事業内容

- (1)レジリエンス強化型ZEB実証事業
災害発生時に活動拠点となる、公共性の高い業務用施設(庁舎、公民館等の集会所、学校等)及び自然公園内の業務用施設(宿舎等)において、停電時にもエネルギー供給が可能であって換気機能等の感染症対策も兼ね備えたレジリエンス強化型のZEBに対して支援する。
○他の(2)～(6)のメニューに優先して採択する。
- 補助対象建築物:災害時に活動拠点となる公共性の高い業務用建築物であって、延べ面積10,000㎡未満の新築民間建築物、延べ面積2,000㎡未満の既存民間建築物、及び地方公共団体所有の建築物(面積上限なし)
- 補助要件:水害等の災害時における電源確保等に配慮された設計であること、災害発生に伴う長期の停電時においても、施設内にエネルギー供給を行うことができる再エネ設備等を導入すること、省エネ型の第一種換気設備を導入すること、需要制御設備等を通信・制御する機器を導入すること等
- 以下に該当する事業については優先採択枠を設ける。
・被災等により建替え・改修を行う事業
・CLT等の新たな木質部材を用いる事業

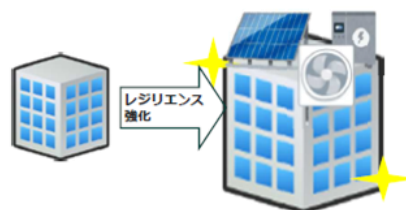
3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業(1/2、2/3)
- 補助対象 民間事業者・団体/地方公共団体一般
- 実施期間 令和2年度～令和5年度(予定)

4. 補助対象

(1)レジリエンス強化型ZEB支援事業

再生可能エネルギー設備・蓄電池等及び省エネ型の高機能換気設備等の導入によりZEBのレジリエンスを強化



『ZEB』補助率2/3

Nearly ZEB 補助率2/3

ZEB Ready 補助率1/2

※過年度採択された継続事業は全ての区分で補助率2/3

お問合せ先: 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室

電話: 03-5521-8355

令和3年度環境省重点施策集より抜粋

環境省ZEB補助金（建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業

環境省

ZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業） 要求額:166.65億円の内数

建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業（経済産業省・国土交通省・厚生労働省連携事業）のうち、
（2）ZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業（経済産業省連携）



【令和3年度要求額 16,665百万円の内数（5,400百万円の内数）】



業務用施設のZEB化に資する高効率設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

- ①先進的な業務用施設等（ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル））の実現と普及拡大を目指す。
- ②将来の新築建築物の平均におけるZEB化（2030年）を促し、将来の業務その他部門のCO2削減目標達成に貢献する。

2. 事業内容

（2）ZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業
（経済産業省連携）

ZEBの実現とさらなる普及拡大のため、ZEBに資するシステム・設備機器等の導入を支援。なお、今後ZEB化を促進させる上でさらなる実証・普及が必要なZEB（CLT等の新たな木質部材を用いるZEB等）について優先採択枠を設ける。また、感染症対策の観点から省エネ型の第一種換気設備を導入する場合や、需要側設備等を通信・制御する機器を導入する場合は審査段階において加点する。

○補助対象建築物：延べ面積10,000㎡未満の新築民間建築物、延べ面積2,000㎡未満の既存民間建築物、及び地方公共団体所有の建築物（面積上限なし）

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（㎡単価定額、1/3、1/2、2/3）
- 補助対象 民間事業者・団体／地方公共団体一般
- 実施期間 平成31年度～令和5年度（予定）

4. 補助対象

延べ面積	補助率等	
	新築	既存建築物
2,000㎡未満	『ZEB』補助率 2/3 Nearly ZEB 補助率 1/2	『ZEB』補助率 2/3 Nearly ZEB 補助率 1/2 ZEB Ready 補助率 1/3
2,000㎡～10,000㎡	ZEB Ready 2,000㎡未満 補助率 ㎡単価定額 2,000㎡～10,000㎡ 補助率 1/3	地方公共団体のみ対象 『ZEB』補助率 2/3 Nearly ZEB 補助率 1/2 ZEB Ready 補助率 1/3
10,000㎡以上	地方公共団体のみ対象 『ZEB』補助率 2/3 Nearly ZEB 補助率 1/2 ZEB Ready・ZEB Oriented 補助率 1/3	

お問合せ先：環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室

電話：03-5521-8355

令和3年度環境省重点施策集より抜粋

民間建築物補助金・高機能換気補助金※令和2年度大規模感染対策補助金の後継

環境省

（建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業 既存建築物における省CO2改修支援事業） 要求額:166.65億円の内数

建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業（経済産業省・国土交通省・厚生労働省連携事業）のうち、
（3）既存建築物における省CO2改修支援事業（一部国土交通省連携）



【令和3年度要求額 16,665百万円の内数（5,400百万円の内数）】



既存建築物の省CO2改修に資する高効率設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

- ①テナントビル、既存の業務用施設等の省CO2化を促進し、普及拡大を目指す。
- ②既存の業務用施設等の脱炭素化促進を促し、将来の業務その他部門のCO2削減目標達成に貢献する。

2. 事業内容

（3）既存建築物における省CO2改修支援事業（一部国土交通省連携）

①民間建築物等における省CO2改修支援事業：既存民間建築物において省エネ改修を行うつつ、運用改善によりさらなる省エネの実現を目的とした体制を構築する事業を支援。【補助率：1/3（上限5,000万円）】

②テナントビルの省CO2改修支援事業（国土交通省連携事業）：オーナーとテナントが環境負荷を低減する取組に関する契約や覚書（グリーンリース（GL）契約等）を結び、協働して省CO2化を図る事業を支援。【補助率：1/3（上限4,000万円）】

※①、②については、省エネ型の第一種換気設備を導入する場合又は需要側設備等を通信・制御する機器を導入する場合に加点

③空き家等における省CO2改修支援事業：空き家等を業務用施設に改修しつつ省CO2化を図る事業に対し、省CO2性の高い設備機器等の導入を支援。※省エネ型の第一種換気設備を導入する場合に加点。【補助率：2/3】

④高機能換気設備を導入する省CO2改修支援事業：不特定多数の人が集まる業務用施設に対して、高機能換気設備等の高効率機器等の導入を支援。【補助率：中小企業 1/2、大企業 1/3】

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（1/3、1/2、2/3）
- 補助対象 民間事業者・団体／地方公共団体一般
- 実施期間 平成31年度～令和5年度（予定）

4. 補助対象

	補助 由（事業者）	補助対象 設備	補助要件
(1)民間建築物等における省CO2改修支援事業	建築物を所有する民間企業等	CO2削減に寄与する空調、BEMS装置等の導入費用	・既存建築物において30%以上のCO2削減 ・運用改善によりさらなる省エネの実現を目的とした体制の構築
(2)テナントビルの省CO2改修支援事業	テナントビルを所有する法人、地方公共団体等	CO2削減に寄与する省CO2改修費用（設備費等）	・テナントビルにおいて20%以上のCO2削減 ・ビル所有者とテナントにおけるグリーンリース契約の締結
(3)空き家等における省CO2改修支援事業	空き家等を所有する者	CO2削減に寄与する省CO2改修費用（設備費等）	・空き家等において15%以上のCO2削減 ・空き家等を改修し、業務用施設として利用
(4)高機能換気設備を導入する省CO2改修支援事業	不特定多数の人が集まる施設で営業する事業者等	高機能換気設備及び同時に導入する空調・照明設備	・高機能熱交換型換気設備を導入すること ・施設全体で設備導入前に比べCO2削減

New

お問合せ先：環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室

電話：03-5521-8355

令和3年度環境省重点施策集より抜粋

工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業

New 環境省

ASSET補助金（先進対策の効率的実施による二酸化炭素排出量大幅削減設備補助事業と
ポテンシャル診断（二酸化炭素削減ポテンシャル診断事業）の後継補助事業）
要求額:48.0億円

工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業



【令和3年度要求額 4,800百万円（新規）】



工場・事業場の設備更新、電化・燃料転換、運用改善による脱炭素化に向けた取組を支援します。

1. 事業目的

- ① 業務部門・産業部門における2030年目標や2050年目標の達成に向けて、工場・事業場における先導的な脱炭素化に向けた取組を推進する。
(先導的な脱炭素化に向けた取組: 削減目標設定、削減計画策定、設備更新・燃料転換・運用改善の組み合わせ)
- ② 脱炭素化に向けて更なる排出削減に取り組む事業者の裾野を拡大する。

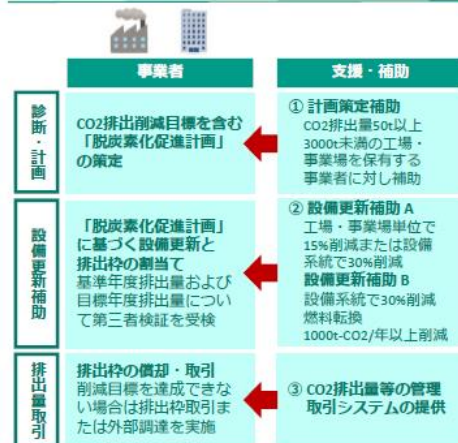
2. 事業内容

- ① 脱炭素化促進計画の策定支援（補助率: 1/2、補助上限 100万円）
CO2排出量50t以上3000t未満の工場・事業場を保有する事業者に対し、CO2排出量削減余地の診断および「脱炭素化促進計画」の策定を支援
- ② 設備更新に対する補助（補助率: 1/3）
設備補助 A. 「脱炭素化促進計画」に基づく設備更新の補助（補助上限1億円）
工場・事業場単位で15%削減または主要なシステム系統で30%削減
設備補助 B. i)~iii)を満たす「脱炭素化促進計画」に基づく設備更新の補助（補助上限5億円）
i) ガス化または電化等の燃料転換
ii) CO2排出量を1,000t-CO2/年以上削減
iii) システム系統でCO2排出量を30%削減
- ③ CO2排出量の算定・取引、事例分析
参加事業者のCO2排出量等の管理、実践例の分析・横展開の方策検討

3. 事業スキーム

- 事業形態 ①~②間接補助事業（①補助率1/2、②補助率1/3）、③委託事業
- 補助・委託先 民間事業者・団体、地方公共団体一般
- 実施期間 令和3年度～令和7年度

4. 事業イメージ



お問合せ先: 環境省地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室 電話: 03-5521-8354 FAX: 03-3580-1382

令和3年度環境省重点施策集より抜粋

地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する避難施設等への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業

New 環境省

要求額:92.0億円

地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する避難施設等への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業



【令和3年度要求額 9,200百万円（新規）（うち要望額 3,000百万円）】



感染症対策を推進しつつ災害・停電時にも避難施設等へのエネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

昨今の災害リスクの増大に伴い、災害・停電時の避難施設等へのエネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備等を整備し、併せて避難施設等への高機能換気設備の導入の推進や感染症対策を踏まえた地域の防災体制構築を推進することにより、地域のレジリエンス（災害や感染症に対する強靱性の向上）と脱炭素化を同時実現する地域づくりを推進する。

2. 事業内容

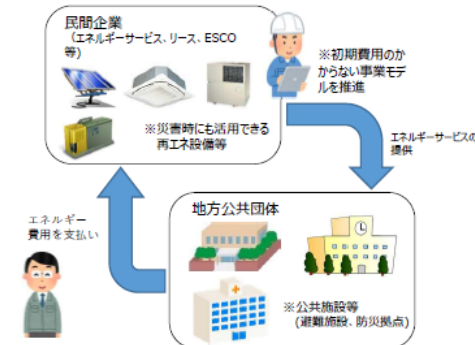
地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設に、再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の温室効果ガス排出抑制に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

- ① 公共施設（避難施設、防災拠点等）にレジリエンスに資する再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備、及びコジェネレーションシステム並びにそれらの附帯設備（蓄電池、充放電設備・充電設備（※1）、自営線、熱導管等）等を導入する費用の一部を補助。CO2削減に係る費用対効果の高い案件を採択することにより、再生可能エネルギー設備等の費用低減を促進。また、自治体にとって初期費用のかからないビジネスモデル（例: エネルギーサービス、リース・ESCO等）により導入する等の場合に採択審査で加点。
- ※1 EVについては、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに從来車から買換える場合に限り、蓄電容量の1/2×2万円/kWh補助する。
- ② ①の再生可能エネルギー設備等の導入に係る調査・計画策定を行う事業の費用の一部を補助。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業 ①補助率1/3、1/2又は2/3 ②1/2（上限: 500万円/件）
- 補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等（エネルギーサービス・リース・ESCO等を想定）
- 実施期間 令和3年度～令和7年度

お問合せ先: 環境省大臣官房環境計画課 電話: 03-5521-8233



令和3年度環境省重点施策集より抜粋

革新的な省CO2型感染症対策技術の実用化加速のための実証事業

New 環境省

要求額:20億円

革新的な省CO2型感染症対策技術の実用化加速のための実証事業（一部総務省、文科省連携）



【令和3年度要求額 2,000百万円（新規）】



「ポスト／With コロナ」社会において必要な衛生環境向上及びCO2削減を両立する技術・システムを様々な場面において実証します。

1. 事業目的

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、衛生環境への関心が一層高まっている。このような状況を受け、「ポスト／With コロナ」社会において、必要な衛生環境の向上を確保しつつ、かつエネルギー消費に伴うCO2削減を両立する技術・システムを様々な場面において実証し、安全安心な社会と脱炭素社会への同時実現を目指す。

2. 事業内容

【政策背景】衛生環境への関心の高まりに加え、都市部などの人口密集地域の施設等では快適な生活・労働環境を確保する上で空気性状の維持・改善も不可欠であり、必要な衛生環境の向上と、気候変動への対策としての省エネ・CO2削減も求められている。このような環境を創出する上で、衛生環境の向上や省エネ・省CO2に資する様々な技術について、実フィールドにおける総合的な技術実証や効果検証等は行われていない。

【事業概要】「ポスト／With コロナ」社会に機動的に対応するため、様々なユースケースの展開に向けて、我が国の革新的技術に基づく技術実証等に取り組み、安全・安心な衛生環境創出に資するCO2削減技術・システムの検証・社会実装加速化を行う。

【技術開発実証】例えば、殺菌力が高い深紫外線を発するLEDや、空気性状を改善する換気も可能な空調等の要素技術等の性能を向上させつつ、それらを組み合わせ、衛生環境向上に資する省エネ型の空調・換気システム等の開発・実証等を委託事業として実施する。さらに、補助事業を同時に組み合わせることで確実な事業化につなげ、社会実装の加速化を目指す。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託・補助（補助率1/2）
- 委託、補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和3年度～令和5年度

4. 事業イメージ

＜組合せが想定される活用技術例＞

高出力な深紫外線LED

想定される適応先の例



- ・オフィスビル
- ・病院
- ・商業施設
- ・介護施設
- ・学校
- ・駅 等

空調・換気システム



お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室 電話：03-5521-8339 FAX：03-3580-1382

令和3年度環境省重点施策集より抜粋

＜税制改正に関する経済産業省要望＞

経産省

2年間延長要望

中小企業・小規模事業者の積極的な設備投資を支援する税制措置

（所得税・法人税・法人住民税・事業税）

延長

- 新型コロナウイルス感染症の影響下においても、積極的に設備投資を行う中小企業を支援するため、**中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制は、引き続き重要。**

現行制度 【適用期限：いずれの税制措置も令和2年度末まで】

設備の種類 (価額要件)	機械装置 (160万円以上)	ソフトウェア (70万円以上)	器具備品・工具 (30万円以上)	建物附属設備 (60万円以上)
支援措置	【中小企業経営強化税制】 即時償却又は税額控除10%（※7%） 生産性向上設備（A類型） 生産性が年平均1%以上向上 収益力強化設備（B類型） 投資利益率5%以上のパッケージ投資 デジタル化設備（C類型） 遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備			
	【中小企業投資促進税制】 30%特別償却又は税額控除7% ※ 30%特別償却のみ適用		【商業・サービス業・農林水産業活性化税制】 30%特別償却又は税額控除7% ※ 30%特別償却のみ適用	

○を付した部分は、経営力向上計画の認定が必要
※を付した部分は、資本金3,000万円超1億円以下の法人の場合

要望内容

○いずれの税制措置も適用期限を2年間延長する。（令和4年度末まで）

経済産業省 令和3年度税制改正に関する経済産業省要望より抜粋

■ 補助金活用のスケジュール



申請期間は約1か月程度と短いため、事前に準備を進めることが重要です。

■ 申請までのステップ（補助事業申請準備期間にやるべきこと）



改修する設備が決まれば、まずは省エネ計算。最適な補助金を選定します。

■ 省エネ計算に必要な資料

- ① エネルギー使用量実績 ※電気・ガス・油（ガソリン・灯油・A重油・軽油等）の使用明細
◎直近1年分のエネルギー明細をご用意ください。
- ② 導入前後の設備の機器確認
◎設置場所ごとに既存設備と導入設備の機器の確認し、改修内容を決定してください。
- ③ 各設備の稼働状況
◎設置場所ごとに稼働状況（冷房期間、暖房期間、月運転日数、1日の運転時間等）をご教示ください。



省エネ計算のために、上記3点のご準備をお願いします。

■ 補助金活用時の注意事項

- ① 各補助事業には予算額が決められており、必ず採択され補助金が支払われるわけではありません。
- ② 工事期間が制約されます。（採択後から12月～1月あたりまで）
- ③ 補助金は事業完了後（工事代金の支払い後）に支払われます。
- ④ 事業完了後、1～3年間の事業報告義務があります。
- ⑤ 補助事業で取得した設備を、法定耐用年数の期間内に処分（譲渡、交換、貸付け、廃棄、担保など）する場合は、補助金執行団体の承認が必要です。

補助金を活用した設備改修をご検討されていまして営業担当までご相談ください。
また、令和3年度の公募が開始しましたら、各補助金の詳細について、別途専用のステップアップNEWSを発行いたします。